アンケートご回答のお願い

（不正競争防止法第５条の２の推定規定に関するニーズ調査）

経済産業省　知的財産政策室

　　「営業秘密の保護・活用に関する小委員会」では、不正競争防止法第５条の２の｢技術上の秘密を使用する行為等の推定規定｣について、追加すべき｢技術上の秘密｣及び｢推定規定の要件となる行為｣について検討を進めることにしておりますが、検討にあたりまして、ニーズを把握したく、アンケートをお願いいたします。

　不正競争防止法第５条の２に追加すべき｢技術上の秘密｣及び｢当該技術上の秘密を使用したことが明らかな行為（推定規定の要件となる行為）｣を検討するに当たっては、既に同条に規定されております、｢生産方法（技術上の秘密）｣及び｢当該技術上の秘密を使用する行為により生ずる物の生産（推定規定の要件となる行為）｣と同様の考え方に基づき行うことが必要であると考えており、以下の視点・留意点を念頭に検討を行っております。

＜検討の視点＞

不正競争防止法第５条の２における｢生産方法｣が導入された際に考慮された視点

（１）原告の立証困難性が存在すること**＜推定規定を及ぼす必要性の趣旨＞**

（２）被告の反証容易性が認められること**＜反証可能性の確保の趣旨＞**

（３）原告の技術と被告の行為との関連性があること**＜濫訴防止の趣旨＞**

＜留意点＞

政令の対象となる技術上の秘密や使用したことが明らかな行為の範囲を検討する際には、上記検討の視点に加え、本推定規定の実効性の観点から、以下の点に留意することが重要。

（４）被告の使用行為の端緒が存在すること

　※原告側で被告の不正使用を疑うことがなければ本規定が適用されることはないため。

（５）不正｢使用｣行為に対する差止請求、損害賠償請求等の必要性があること

　※不正取得行為のみならず不正使用行為について差止請求、損害賠償請求を認めることの必要があるか。

上記を踏まえつつ、本アンケートでは、皆様が追加して欲しいと考える技術の概要、当該技術に関する検討の視点・留意点の該当性に関して回答をお願いできればと考えております。

【アンケート票】

問１．不正競争防止法第５条の２の対象となる｢技術上の秘密｣として追加して欲しい技術がございましたら、①技術内容及び②御社が実施されているその技術を使用した行為（将来実施する予定のものも含め）についてご記入下さい。（記載頂きました技術が実用化されている場合で、ＨＰ掲載ページなどありましたら併せてご教示下さい。）

記載欄

|  |
| --- |
|  |

問２．　問１の記載の技術を使用したことが明らかな行為（推定規定の要件となる行為）として想定される行為について記載をお願いします。

記載欄

|  |
| --- |
|  |

問３．問１及び問３で記載いただきました技術に関して、以下（１）～（５）の検討の視点・留意点に関しお気づきの点があれば記載をお願いします。

＜視点＞

（１）原告（回答企業）の立証困難性があるか

記載欄

|  |
| --- |
|  |

（２）被告の反証容易性は認められるか

記載欄

|  |
| --- |
|  |

（３）原告技術と被告の行為との関連性はあるか

記載欄

|  |
| --- |
|  |

＜留意点＞

（４）被告の使用行為の端緒が存在するか

記載欄

|  |
| --- |
|  |

（５）不正使用行為に対する差止請求、損害賠償請求等の必要性はあるか

記載欄

|  |
| --- |
|  |

（回答イメージ）

血液分析技術

　問１．

①　血液分析技術

血液中のアミノ酸組成の分析により疾患である可能性を評価する技術

②　①の技術を使用した検査サービスの提供

　　　ＨＰ掲載ページ　http://www..............

　問２．　被告が採血によりいくつかの疾患の可能性を評価する検査サービスの提供を開始  
（評価方法の確立には、多数の医療機関の協力と年月をかけたデータの収集を伴う研究開発が必要）

問３．

　　他社が、当社の分析技術を不正取得し、当社と同様の検査サービスの提供を始めた場合、当該提供行為が不正使用行為の端緒となり（（４）に該当）、当社の分析技術と被告の検査サービスの関連性はある（（３）に該当。）。また、当社の分析技術は、長年の研究の蓄積により実現された技術であり、これが他社に盗まれて使用された場合、当社が被る被害は多大であることから、差止、損害賠償請求等の措置が必要であると考える（（５）に該当）が、当該使用行為は他社の内部領域で行われるため、不正使用の立証は困難である（（１）に該当）。

一方、被告側は、自らが使用している分析方法を明らかにすることで反証できるので、被告側の反証は容易である（（２）に該当。）と考えられる。

画像分析技術

　問１．

①　画像分析技術

　　当社の■■技術により、製品や部品の目に見えない傷や印字のズレなどを高精度に検

出する技術

　　②　①の技術を使用した、生産工場の不良品を検査するシステムの提供（カメラ、画像処理装置等の組合せたシステム及び収集情報の分析結果の提供）

　ＨＰ掲載ページ　http://www..............

　問２．

　　・被告が当社の同様の分析技術を実現する検査装置の提供を開始、

　　・被告が当社と同様の検査分析システムの提供を開始

（当社の技術は、長年の技術の蓄積によって実現されたものであり、他社が短期に開発できるものではないため）

問３．

　当社の営業秘密である分析技術は、｢生産方法｣に該当しないため、仮に当該技術が他社に不正取得され、当該他社に当社の分析技術を実現する検査装置（物であるが）が開発されたとしても現行の5条の２の推定規定の適用はできないと考えている。

　当社の分析技術は、長年の研究の蓄積により実現された技術であり、これが他社に盗まれて使用された場合、当社が被る被害は多大であることから、差止、損害賠償請求等の措置が必要であると考える（（５）に該当）が、当該使用行為は他社の内部領域で行われるため、不正使用の立証は困難である（（１）に該当）。

なお、他社が、当社の技術を不正取得し、当社と同様の検査システムの提供や、当該検査技術を実現する検査装置の提供を始めれば、そのことが、不正使用行為の端緒となる（（４）に該当）。